

入札説明書

昭和浄水場 1 2 号井戸更新工事实施設計業務に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 7 年 3 月 3 日

2. 発注者

大和郡山市長 上田 清

3. 業務の概要

(1) 業 務 名：昭和浄水場 1 2 号井戸更新工事实施設計業務

(2) 業務場所：奈良県大和郡山市池沢町地内

(3) 業務内容：多年の使用で老朽化の進む昭和浄水場 1 2 号井戸の更新を計画している。井戸更新に係る土木工事、配管工事及び、電気設備一式の更新工事の設計業務（以下「設計業務」という）一式を委託する。

(4) 業務期間：令和 7 年 4 月 1 5 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

4. 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 国税の滞納のない者であること。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 大和郡山市建設工事等競争入札参加登録者名簿に建設コンサルタント（上水道及び工業用水道部門）で入札公告時点において 1 年以上登録があり、現時点でその登録が有効な者

(5) 平成 2 7 年度以降に、元請けとして井戸新設又は更新の工事設計業務の受注実績を 1 件以上有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該業務に配置できること。

ア 平成 2 7 年度以降、井戸新設又は更新の設計業務への従事実績を 1 件以上有する者であること。

イ 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者であること。

（ア） 技術士法第 2 条に定められた技術士で、法第 3 2 条第 1 項の登録を法施行規

則第2条第10号に定める上下水道部門の選択科目が、上水道及び工業用水道でされている者

(イ) 技術士法第2条に定められた技術士で、法第32条第1項の登録を法施行規則第2条第21号に定める総合技術監理部門で選択科目が、上水道及び工業用水道でなされている者

(ウ) シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格制度施行規程第8条に定められた技術部門の登録において、上水道及び工業用水道でなされている者

ウ 配置予定の主任・監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

エ 配置予定技術者は落札決定の日から14日以内に配置できること。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「受託実績」、「配置予定技術者の能力」をもって入札に参加し、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札

者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算式により算定する。

入札参加者から提出された資料及び入札書の内容について、技術点を60点、価格点を40点として評価する。

評価値 = 技術点 + 価格点

※価格点 = 40点 × 最低価格 / 入札価格 (税抜)

イ 評価値は、小数点以下2位止め(3位を四捨五入)とするが、同位のものがある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。

ウ 技術評価点は、下記の評価項目について評価を行う。

エ 提案書に関する得点化方法

各審査項目に対して、次に示す3段階評価による得点化方法で技術点を算出する。

	評価項目	評価基準	評価区分	配点
[井戸工事実施設計業務実績]				
1	井戸工事実施設計業務の実績	国の機関、地方自治体等での本業務と同等以上の規模を有する井戸工事実施設計業務実績あり(平成27年度以降における実績)	A: 非常に豊富な実績を有する(4件以上) B: 豊富な実績を有する(2~3件) C: 実績を有する(1件)	10
[交付金等対象工事実施設計業務実績]				
2	国庫補助金等対象実施設計業務の実績	国の機関、地方自治体等で国庫交付金及び補助金等対象の工事実施設計業務実績あり(平成27年度以降における実績)	A: 非常に豊富な実績を有する(3件以上) B: 実績を有する(1件から2件) C: 実績がない(0件)	10
[配置予定技術者の能力]				
3	ア) 配置予定管理技術者の井戸工事実施設計業務従事実績	配置予定管理技術者の国の機関、地方自治体、公団及びその他の業務実績あり(平成27年度以降における実績)	A: 非常に豊富な実績を有する(3件以上) B: 豊富な実績を有する(2件) C: 実績がある(1件)	20
	イ) 配置予定管理技術者の資格要件	・技術士(総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)) ・技術士(上水道及び工業用水道) ・RCCM(上水道及び工業用水道)	A: 技術士(総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)) B: 技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道)) C: RCCM(上水道及び工業用水道)	20

評価	評価内容例	得点化方法
A評価	創意工夫が高く、非常に優れた提案が記載され、また、大きな効果が期待できる。	配点× 100%
B評価	優れた提案が記載され、また、効果が期待できる。	配点× 50%
C評価	一般的な提案であり、効果が期待できない	配点× 0%

6. 入札手続きにおける担当部局

大和郡山市上下水道部 工務課浄水係 昭和浄水場

(令和7年4月1日以降 奈良県広域水道企業団 大和郡山事業所 工務課浄水係)

住 所： 〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町1038

T E L： 0743-56-0591

F A X： 0743-56-0502

E-mail： jyosui@city.yamatokoriyama.lg.jp

ホームページ：

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/1/15913.html

7. 競争参加資格の確認及び入札書類の提出

- (1) 本入札の参加希望者は、申請書(別記様式1)、(2) アからエの資料及びオの入札書を提出すること。

なお、期限までに申請書、資料及び入札書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：令和7年3月3日(月)から令和7年4月4日(金)までの

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

イ 提出場所：6. に同じ。

ウ 提出方法：(ア) 提出数

提出数は、(2)、ア～ウについては各々正本1部、副本3部を、

(2) エ～カについては、正本1部を持参すること。

(イ) 提出様式

提出様式としては、「(2) ア～オ」はそれぞれA4版フラットファイル2穴に綴じること。(2) カについては、封筒に入れ封緘し、入札参加者名を記入すること。

- (2) 資料及び入札書は、次に従い作成すること。なおアからエについては、申請時点において業務が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 設計業務の受注実績（別記様式2）

平成27年度以降における井戸新設又は更新工事の実施設計業務の受注実績を別記様式2に記載すること。記載する実績の件数を最低1件は有することを必要とし、最大で4件でよい。

なお、実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報を添付すること。

イ 国庫補助金等対象事業の実施設計業務実績（別記様式3）

平成27年度以降における国庫補助金及び交付金対象事業の実施設計業務の受注実績を別記様式3に記載すること。記載する実績のない場合は、実績なしと記載すること。

ウ 配置予定技術者の業務従事実績（別記様式4）

4.（6）に掲げる配置予定技術者の、申請時における平成27年度以降における井戸新設又は更新工事の実施設計業務の設計業務の従事状況等を別記様式4に記載すること。

なお、実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報を添付すること。また資格を証する書面（登録証明書等）もあわせて添付すること。

エ 契約実績表（別記様式5）

令和4年度～令和6年度における国または地方公共団体との契約実績を別記様式5に記載すること。

なお、実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報を添付すること。同情報の添付が困難な場合は、契約書の写しを提出すること。

契約書の写しは、業務名、業務内容、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。

オ 暴力団に関与のない旨の誓約書及び承諾書（別記様式6）

別記様式6に記載の上、提出すること。

カ 入札書（別記様式7）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該全額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（別記様式7）に記載すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年4月8日（火）までに電子メールにより通知する。

(5) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(6) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認等以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 6. に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、大和郡山市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 提出期間： 令和7年4月8日（火）から令和7年4月9日（水）までの10時00分から16時00分まで。
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送又はファックスによるものは受け付けない。

(2) 大和郡山市長は、説明を求められたときは令和7年4月11日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 大和郡山市長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

9. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

- ① 提出方法： 電子メールにより提出するものとする。原則として、持込み、郵送、電話、ファックス及び口頭等による質疑は受け付けない。
- ② 受領期間： 令和7年3月3日（月）から令和7年3月13日（木）の16時00分まで。
- ③ 提出場所： 6. に同じ。

(2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和7年3月17日（月）までに市のホームページ

で公表する。

1 0. 予定価格

予定価格（税込価格）を以下のとおり設定する。

予定価格：4,774,000 円

入札価格が、上記の予定価格に 100 分の 110 で除した額を超過している場合は、失格となる。

1 1. 最低制限価格

最低制限価格を設けない。

1 2. 入札書の開札等

(1) 日 時 : 令和 7 年 4 月 1 5 日 (火)

(2) 場 所 : 6 に同じ

(3) その他

ア 入札参加者等の立合いは行わない。

イ 落札結果は、審査後に通知する。

1 3. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 480,000 円。

ただし、以下の大和郡山市契約規則第 6 条各号に該当する場合はこれに免除する。

(一般競争入札の入札保証金の免除)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者で、過去 2 年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

入札保証金の納入は、令和 7 年 4 月 1 4 日 (月) を期限とし、別途市が指定する方法で納付し、その領収書を担当窓口に表示すること。入札保証金保険を締結した場合についても、入札保証金の納入期限までに契約を証する書面を担当窓口に提出すること。

(2) 契約保証金 大和郡山市契約規則第 2 1 条第 1 項及び第 2 項により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。

ただし、以下の大和郡山市契約規則第6条各号に該当する場合はこれに免除する

(契約保証金の免除)

第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約保証金の納入は、別途市が指定する方法で納付し、基本契約締結時にその領収書を担当窓口へ提示すること。また、契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合は、保証を証する書面を担当窓口まで提出すること。

14. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

15. 審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して「昭和浄水場12号井戸更新工事実施設計業務受託者選定結果」として、書面により通知する。

16. 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「昭和浄水場12号井戸更新工事実施設計業務受託者選定結果」として、市のホームページにて公表する。

17. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合、4（6）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と

同等以上の者を配置しなければならない。

18. 契約書作成の要否 : 要。

19. 非落札理由の説明

(1) 受付の期日等

最終審査対象者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して10日以内（期間中における市の休日を除く。）に担当窓口へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

(2) 請求方法

ア 説明請求書は、持参又は郵送のみ受け付けるものとする。

イ 郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。

ウ 持参の場合は、午前10時から午後4時までの受付とする。

エ 宅配便、メール、ファックスによるものは受け付けない。

(3) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中における市の休日を除く。）に書面により行う。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

21. その他

(1) 本市水道事業は、令和7年4月1日付事業統合により奈良県広域水道企業団となるため、本業務の発注者は、同企業団企業長となるので留意されたい。

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 落札者は、7(2)イの資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

(4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(5) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。なお、この場合において、技術点も同じ者があるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から連絡する

【昭和浄水場 1 2 号井戸更新工事实施設計業務受託者選定スケジュール】

